

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

平成31年(ワ)第3465号国家賠償請求事件

原告 大江千東ほか9名

被告 国

証拠説明書9 (甲A号証)

2020年9月2日

東京地方裁判所 民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子

同 弁護士 寺 原 真希子

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A212	「民法七四二条・八〇二条(婚姻無効・縁組無効)」(広中俊雄, 星野英一編『民法典の百年IV』)	写	1998年	前田陽一	旧民法人事編の第1草案が策定されるにあたって, 国民から寄せられた意見の中には, 「身体ノ不能力」を無効原因に加えようとするものもあった。しかし, そのような意見は採用されず, 婚姻の無効を規定する条文にそれは明記されず, 生殖が要件とされることはなかったこと(8頁~10頁, 14頁, 15頁)。
甲A213	『新版注釈民法(22)親族(2)』46頁	写	2008年8月1日	島津一郎・阿部徹	穂積陳重及び梅謙次郎とともに明治民法を起草した三名の一人である富井政章が, 諸外国の離婚法にあまり例を見ない協議離婚を規定することに関し, 「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル。然ニ, 夫婦ガ不和デアル實際両方共離レント欲シテ居ルニ, 法律ガ強テ束縛シテ夫婦デ居レト云フコトハ, 到底其婚姻ノ目的ヲ達シ得ラルルモノデナイ」と述べていたこと(46頁)。
甲A214	『親族法』	写	1997年5月10日	泉久雄	民法上, 生殖及び養育が婚姻の不可欠の要素とされていないこと(50~51頁)。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A215	『親族法』	写	1941年	小出廉二	民法上、子を得ることが婚姻の目的とされていないこと。
甲A216	『新・コンメンタール憲法(第2版)』301-302頁	写	2019年6月25日	木下智史	大日本帝国憲法は家族に関する規定をもたず、民法上で封建的な「家」制度が家族関係を支配していた。しかし、現行憲法においては、「すべての国民が個人として尊重されること」を基本原理として(憲法13条)、家制度を解体して家族関係に個人の尊厳と平等を確立することが課題とされ、24条1項・2項が制定されたこと(302頁)。
甲A217	意見書	写	2020年8月3日	風間孝・赤枝香奈子	(本書証は、社会学者である風間氏及び赤枝氏がまとめた意見書である) ・現行民法及び戸籍法成立時に同性カップルの権利が保障されなかったのは、異性愛を「自然」「正常」とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を「不自然」「異常」とする考え方(これを、「異性愛規範」と呼称する)が背景に存在したこと。 ・1946年当時、同性カップルの権利保障されなかった背景として存在していた異性愛規範が現在においてはその正当性が否定されていること。 (上記事実をもって、社会事実が変動したこと、そしてそれによって、各人の性的指向や性自認を尊重して同性同士の婚姻を認めることは「個人の尊重」にとって必要不可欠であると考えられるようになったことを立証する)
甲A218	『日本親族法』	写	1942年7月30日	中川善之助	中川善之助が、「学問を妻とするとか、書籍を配偶者とするとかいふのが一片の比喩に過ぎなく、真の婚姻意思とは見られないのと全く同様に、同性間の婚姻といふ如きが婚姻的法律要件としては否認されなければならない」とのべていること(189頁)。 『当然無効なる婚姻』の概念を説明する中で、同性婚を「かかる変態関係」と表現していること(214頁)。
甲A219	東京高判令和2年3月4日[判例秘書L07520155]	写	2020年3月4日	東京高等裁判所	長期間同居し米国で結婚した同性カップルのうち、不貞行為をきっかけに関係が破綻したことで一方が他方に対して損害賠償を求めている事件に関し、一審(甲A153)の判決を維持した上に、両当事者が、「少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準じる関係から生じる法律上保護される利益を有する」と認めたこと(3頁)。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A220	「LOVE MAKES A FAMILY」	写	2019年6月6日	一般社団法人こどもまっふ	アンケートで、子どもが欲しいと考える213名のセクシャル・マイノリティーのうち56名の当事者が子どもを育てていると回答したこと(6頁)。 実母が離婚後同性の女性と「結婚式」をあげた子どものヒアリングでは、子どもは葛藤を抱えているものの、実母の幸せを願い、実母が同性と結婚式をあげることに「かぞく」になることを受け入れていること(12～13頁)。
甲A221	議論のとりまとめ	写	2016年4月27日	自由民主党 政務調査会 性的指向・ 性自認に関 する特命委 員会	日本でも、性的指向・性自認による差別は許されず差別解消の具体的な措置が必要であることにつき、与野党を問わずコンセンサスが形成されていること(2頁)。
甲A222	性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための基本的な考え方	写	2016年5月24日	自由民主党	日本でも、性的指向・性自認による差別は許されず差別解消の具体的な措置が必要であることにつき、与野党を問わずコンセンサスが形成されていること。
甲A223	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法案	写し	2016年5月27日	民進党、共産党、社民党、生活の党	4野党共同で通称LGBT差別解消法案を衆議院に提出したこと(1条、3条参照)。 (もって、国政政党が、性的指向・性自認による差別は許されず差別解消の具体的な措置が必要であると考えていることを証明する。)
甲A224	朝日新聞ニュース記事「(朝日・東大谷口研究室共同調査)賛成、自民支持層でも浸透 夫婦別姓54% 同性婚41%」	写	2020年3～4月 調査実施 2020年5月29日 記事公表 2020年8月27日 ウェブページ印刷	朝日新聞・ 東京大学 谷口将紀研 究室	2020年3月から4月にかけて朝日新聞と東京大学の谷口将紀研究室が行った全国3000人の有権者を対象にした調査では(2053人が回答)、自民党支持層においても、同性婚に「賛成」「どちらかと言えば賛成」と答えた賛成派は、2017年の調査から、今回は41%に増加し「反対」の29%を明確に上回っていること。
甲A225	令和2年1月30日、第201回国会・参議院予算委員会議事録	写	2020年1月30日	参議院予算委員会 石川大我議員及び森まさこ大臣	森大臣は、「今の現状の制度、それがずっと続くとか、それが絶対に完璧であるとかいうふうに申し上げているつもりはございませんで、ここの国会の御議論や国民の皆様のお声にしっかりと耳を傾けて、時代の流れや様々な要請に応じて見直していくことは重要でございます」と答弁し、婚姻制度が変わりゆくものであることを認めていること(36～37頁)。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A226	第6回全国家庭動向調査 (表紙, 49~50頁)	写	2018年 調査実施	国立社会保 障・人口問 題研究所	(本書証は、国立社会保障・人口問題研究所が、国民に対して様々な事項に関して調査を行い、その調査結果をまとめたものである。該当ページには、同性カップルに対して考え方を聞き、その結果が記されている)。 既婚女性において、同性カップルについて、「なんらかの法的保障が認められるべきだ」75.1%、「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」69.5%と高い割合での回答があること。 (もって、同性カップルに法的保護を求める意識が一般的に高いことを証明する)
甲A227	日本法制史	写	2010年	浅古弘ほか	明治期及び戦後の日本近代法、特に家族法に関する法制史
甲A228	意見書	写	2020年4月3日	木村草太	異性カップルと同性カップルとの間の法律婚ができるかどうかに関する区別には合理性がなく、当該区別は憲法14条1項に違反していること、憲法24条1項の存在は異性カップルと同性カップルを区別する理由にならないこと等。 (なお、憲法24条1項違反についての意見は別の書証で証明予定であり、憲法24条2項違反についての意見は甲A241号証参照のこと。)
甲A229	『立憲主義と日本国憲法 第5版』(有斐閣)抄本 160-161頁 388-391頁 414-415頁	写	2020年4月15日	高橋和之	基本的人権の保障と平等原則は別個の観点から国家権力をチェックし抑制しようとするものであること、衆参両院議員の区別や条例の差異はそれぞれ憲法の基本原理に基づいていること等(161頁, 390頁, 414頁)。
甲A230	制定当時は想定していな かった同性婚と憲法との 関係に関する質問主意書	写	2020年2月4日	初鹿明博	政府が同性間の婚姻を法制化することの憲法適合性について検討すら行っていないこと。 (特に甲A231参照)
甲A231	衆議院議員初鹿明博提出 制定当時は想定していな かった同性婚と憲法との 関係に関する質問に対する 答弁書	写	2020年2月14日	内閣総理大臣 安倍晋三	

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A232	『家族法[第3版]』(有斐閣)抄本 126-133頁	写	2010年3月25日	大村敦志	被告が引用する部分は、生殖の能力又は意思を有していない同性カップルであっても、同居義務・貞操義務を伴う共同生活を営むことを合意している限り、婚姻意思を充足することの解釈の根拠となるものであり、特定のグループに属するカップルを婚姻制度の利用から排除することの根拠として転用されるべきものではないこと等(131頁)。
甲A233	陳述書	写	2020年5月23日	大塚隆史	大塚氏は1948年生まれであるが、大塚氏の学生時代には同性愛を異常、変態とする情報しかなかったこと、偶々アメリカのゲイリブの考え方を知り、ゲイの抱える問題は人権の問題であるという認識を持つに至り、同性間のパートナーシップを築いていこうと試行錯誤を重ねたこと、宝物のような関係を築いている同性カップルが多数存在し、そうしたカップルは結婚制度によって守られるべきであること等。
甲A234	陳述書	写	2020年8月28日	金由梨	(金氏は、同性婚が法制化されているオランダで同性パートナーと法律結婚をしており、オランダにて同性パートナーと子育てをしている。その経験は本訴訟の審理に資すると思われるため、陳述書を作成したものである) 金氏の経験を踏まえて、同性婚によって得られる利益、社会的意味、同性カップルが結婚制度によって守られるべきであること、同性婚が法制化されている国で子どもを育てると子どもにとっても良い影響を与えること等。
甲A235	陳述書	写	2020年6月19日	伊藤悟	(伊藤氏は、1994年に同性愛やセクシュアリティの多様性に関する人権啓発を行う「すこたん企画(現在はすこたんソーシャルサービス)」を設立し、伊藤氏はそれ以降25年にわたって、同団体の代表として同性愛者の相談や交流の場づくりに携わってきた。本陳述書は、伊藤氏のこれらの経験を踏まえ、本訴訟に資すると思われるため、書かれた陳述書である。) 伊藤氏が、同性愛に対する差別・偏見から、学生時代や職場において、同性愛者であることを隠さざるを得なかったこと。パートナーの築瀬竜太氏と、カミングアウトして同居生活を始めたが、偏見による嫌がらせを受け、同居を解消したこと。築瀬氏と「すこたん企画」を設立し、性的少数者についての正しい知識を伝える講演活動を行ったが、度々差別的な言動にさらされたこと。築瀬氏とパートナーシップ宣誓を行い、公的な制度で認められることの重要性を実感したこと。
甲A236	パンフレット 「すこたんソーシャルサービス」	写	2019年9月1日	すこたん ソーシャル サービス	すこたんソーシャルサービスの沿革と活動内容。 (甲A235の参考資料)

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A237	朝日新聞記事「同性愛授業」	写	1996年7月20日	朝日新聞	伊藤悟氏と築瀬竜太氏が、公立中学校において、生徒らに同性愛についての授業を行ったこと。 (甲A235の参考資料)
甲A238	陳述書	写	2020年8月10日	原美奈子 (通称：原 ミナ汰)	(原氏は、NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワークの代表理事をしている。原氏の代表理事としての経験、これまで氏が経験した事実などは、本訴訟の審理に資すると思われたため、それらを陳述書としてまとめたものである) 原氏の性自認・性的指向、その葛藤、気づき、それを受け入れたこと。交際、出産の事実など。
甲A239	陳述書	写	2020年6月11日	沢部 一実	(沢部氏は、1952年生まれのノンフィクションライターである。レズビアン立場から、本人がこれまでの経験した事実は、本訴訟の審理に資すると思われたため、陳述書としてまとめたものである) レズビアンであると気づいたこと、その葛藤、過去付き合った人との交際の様子、結婚制度がないことの不利益など。
甲A240	意見書	写	2020年3月2日	鈴木賢	(本書証は、台湾法、中国法を主な対象として比較法を研究する法学者である鈴木氏が書いた意見書である。) 2019年5月24日から台湾で同性間の婚姻に関わる法律が施行された。この法律について、その制定に至る背景、法律制定を促した憲法裁判所(司法院大法官)による憲法判断、制定された法律の概要、施行後の状況などについて概述したもの。
甲A241	意見書	写	2020年7月27日	駒村圭吾	同性カップルを婚姻制度から排除する理由に合理性はなく、婚姻を同性カップルに認めない本件規定は個人の尊厳をおかすもので、憲法24条2項に違反するという(特に21頁以降参照)。 なお、憲法14条違反の意見については甲A228参照のこと。憲法24条1項違反に関する意見は別途証明する。))

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A242	意見書	写	2020年7月27日	谷口洋幸	<p>国際人権法の専門研究者である谷口洋幸金沢大学准教授の意見書</p> <p>①各国の国家機関は国内法上その国の憲法規範等の統制を受ける立場にあり、国際人権法はこのことを当然の前提とし、結果的に、各国国家機関は、国内法上の統制と国際人権法上の統制に重疊的に拘束されること、</p> <p>②性的指向差別と人権侵害への取り組みは国家に課せられた国際人権法上の義務として確立していること、</p> <p>③日本は、国連人権理事会の理事国選挙に立候補した際自発的誓約において、国内における性的指向にもとづく差別や人権侵害への取り組みを強調し、国連人権理事会の活動に貢献していくことを明言する等国際的に指導的役割を果たすことを約束していること。</p>